

令和6年度

島根県消防設備士講習実施要領

主 催 島 根 県

実施機関 (一社)島根県消防設備協会

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10の規定に基づく「工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習」を次のとおり実施します。

1 受講対象者

消防設備士免状(甲種及び乙種)の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内及び、前回の受講日以後における最初の4月1日から5年以内の方

2 講習区分及び消防設備士の種類

講習区分	消防設備士の種類
消火設備講習	第1類・第2類・第3類の甲種及び乙種消防設備士
警報設備講習	第4類の甲種及び乙種消防設備士、第7類の乙種消防設備士
避難設備・消火器講習	第5類の甲種及び乙種消防設備士、第6類の乙種消防設備士

3 講習実施日及び場所

講習区分	講習実施日	場所	会場	定員(名)
消火設備講習	10月16日(水)	松江市	島根県民会館(松江市殿町)	100
警報設備講習	10月17日(木)	出雲市	朱鷺会館(出雲市西新町)	150
避難設備・消火器講習	10月18日(金)	出雲市	朱鷺会館(出雲市西新町)	150

4 講習科目及び時間割

時間	内 容
9:00~ 9:30	受 付
9:30~12:00	科目1 / 消防用設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
12:00~13:00	昼 休 憩
科目免除者受付 / 12:30~12:50	
13:00~16:30	科目2 / 消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
16:30~17:00	科目3 / 効果測定
17:00~17:30	解説・免状返却

注) 効果測定の結果が一定の基準に達しない方は、再確認を実施いたします。

5 受講申請手続

- (1) 受講申請書の請求先／島根県防災部消防総務課、(一社)島根県消防設備協会
島根県内各消防本部予防課、隠岐支庁
郵便で請求される場合は、封筒の表に「消防設備士講習受講申請書請求」と朱書きし、宛名を明記した返信用封筒(角形A4判用、140円切手貼付)を同封し、(一社)島根県消防設備協会に請求してください。
- (2) 受講手数料／7,000円
7,000円分の島根県収入証紙を山陰合同銀行本店及び各支店にて購入し、受講申請書の手数料欄に貼付してください。
- (3) 受付期間／令和6年8月26日(月)～9月13日(金)
郵送の場合は、9月13日消印まで有効です。
- (4) 提出先／(一社)島根県消防設備協会
受講申請書に必要事項を記入し提出してください。(受講申請前6ヶ月以内に撮影した正面無帽・上半身像の縦4cm×横3cmの写真貼付、63円切手貼付、免状のコピー貼付)
郵送の場合は封筒の表に「消防設備士講習申請」と朱書きしてください。
なお、受講申請書は受講する講習区分ごとに提出してください。

6 講習科目1(消防用設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項)の免除

- (1) 2種類以上を受講する場合は、初回に受講した講習以降について講習科目1が免除されます。
この場合も申請書は講習区分ごとにそれぞれ作成し、同時に提出してください。
- (2) 受講6ヶ月以内に他の講習(他県の消防設備士講習)を受講した場合は、受講日が判る免状等の写しを添付し、科目免除の欄に記入してください。講習科目1が免除されます。
- (3) 講習科目を免除された場合でも、効果測定には講習科目1(免除分)も含まれます。

7 その他

- (1) 講習当日は、消防設備士免状と受講票(ハガキ)、筆記用具を持参してください。講習終了後に免状へ受講済の記載をします。忘れた場合は受付ができません。
- (2) 免状の書換え期間が過ぎている場合も現在お持ちの免状を持参してください。
- (3) 遅刻・早退・途中退出等により受講時間が不足した場合は受講修了とは認められません。
- (4) 講習用テキストは当日頒布します。
- (5) 一旦納められた手数料は返却できません。
- (6) 各会場とも駐車場を専用で設けていませんのでご了承ください。

●お問い合わせ先●

一般社団法人 島根県消防設備協会

〒690-0061 島根県松江市白湊本町13番地4
大樹生命松江ビル3階

TEL (0852) 28-7305

FAX (0852) 33-7291